

姫 路 市 教 育 旅 行

貸 切 バ ス 経 費

助 成 金



姫路市における教育旅行需要の拡大を図るため、姫路市外の学校による姫路市内の宿泊を伴う教育旅行における貸切バス経費に対して助成金の交付を行います。

助成金額

貸切バス1台あたり 80,000円

※上限額:1台当たりの料金が交付額に満たない場合は実費

交付対象者及び条件

1. 交付対象者

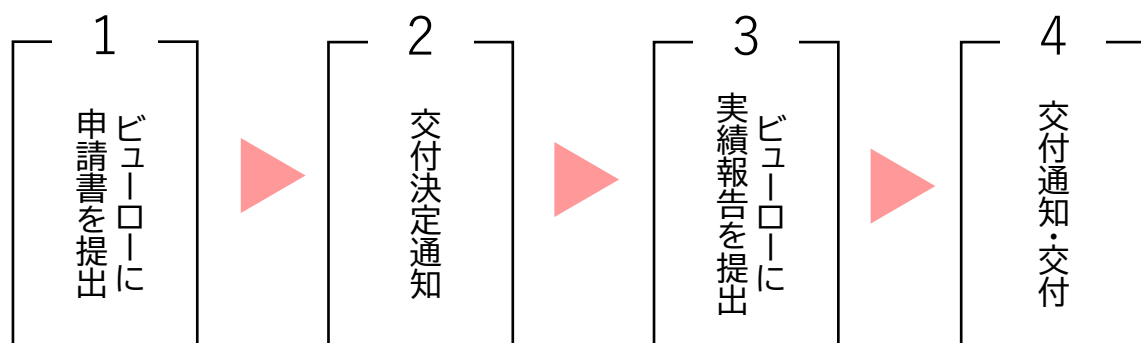
姫路市内で教育旅行を実施する姫路市外(国内)の学校に対し、旅行の手配を行う旅行会社

2. 交付条件

下記の条件をすべて満たす教育旅行を手配する場合、貸切バス料金(バス貸借料)の経費の全部または一部に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 申請日から当該年度の3月15日までの間に実施すること。
- (2) 今回初めてまたは過去3年以上姫路宿泊の実績のない学校が姫路に宿泊すること。
- (3) (姫路城等の)市内の観光施設を有料利用し、かつ1泊以上姫路市内宿泊施設に宿泊すること。
- (4) 同一の貸切バスに対して、他の姫路市内の助成事業等を利用していないこと。
- (5) 旅行契約日が本助成金の施行日(令和5年7月1日)以降であること。

申請・交付の流れ



申請方法

申請者は「姫路市教育旅行貸切バス経費助成金交付申請書」(様式第1-1号)に以下の書類を添付した上で、旅行出発日から起算して30日前までにビューロー宛に提出すること。

- (1) 姫路市教育旅行貸切バス経費助成金の申請に係る承認書(様式第1-2号)
- (2) 誓約書(様式第1-3号)
- (3) 行程表、旅行代金見積書及び内訳書の写し(貸切バスの経費が分かるもの)、
観光施設の利用が分かる領収書等の写し
- (4) 学校からの旅行申込書(旅行契約書類)の写し
- (5) 他の助成事業等に申請している場合は申請書の写し
- (6) その他申請にあたりビューローが必要と認める書類

交付決定の通知について

助成金交付の可否決定については申請者宛に通知する。

また、交付が認められない場合にも、審査結果について通知する。

変更申請等について

申請内容を変更または取り下げる場合は、速やかに「姫路市教育旅行貸切バス経費助成金変更・取下げ申請書」(様式第3号)を提出する必要がある。

実績報告について

助成金交付の対象となる教育旅行が終了したときは、原則として、

- ・その日から起算して30日経過した日
- ・当該教育旅行を実施した年度の3月15日

上記のいずれか早い日までに、「姫路市教育旅行貸切バス経費助成金実績報告書」(様式第4号)に以下の書類を添付した上でビューローに提出する。

- (1) 行程表、契約書又は旅行代金請求書及び内訳書の写し(貸切バスの経費が分かるもの)
- (2) 貸切バス事業者への支払額を証明する書類
- (3) 他の事業で助成等を受けた場合は実績報告書等の写し
- (4) その他申請にあたりビューローが必要と認める書類

助成金の交付について

報告書等の書類の審査を行い、適当と認められるものについて助成交付金額を確定の後、申請者に通知・交付となる。

■お問い合わせ

姫路観光コンベンションビューロー

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68番地

TEL:079-287-3655 / FAX:079-222-2410

E-mail: hime-kanko@himeji-kanko.jp

